

鹿屋市特産品販売推進支援事業候補者選定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿屋市特産品販売推進支援事業補助金の交付の対象となる候補者（以下「交付対象候補者」という。）を公正かつ適正に選定するため、鹿屋市特産品販売推進支援事業候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 交付対象候補者の選定に関すること。
- (2) その他交付対象候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 農林商工部長
- (2) 商工観光振興監
- (3) 産業振興課長
- (4) ふるさとPR課長
- (5) その他市長が指名した職員
- (6) その他市長が必要と認める職員以外の者

2 前項の規定にかかわらず、鹿屋市特産品販売推進支援事業補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第169号）第6条に規定する補助金の交付申請をした者の代表者、役員又は利害関係者は、委員会に参加することができない。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は農林商工部長をもって充て、副委員長は商工観光振興監をもって充てる。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、公開しないものとする。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林商工部産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。